

ご存じですか？
青少年育成の日、
家庭の日、育児の日

県では、「日本一のくらし先進県」を目指して、毎月「青少年育成の日」「家庭の日」「育児の日」を定め、県民一体となって青少年の健全育成、子育て支援などに取り組んでいます。

■毎月第3土曜日は「青少年育成の日」です。

地域ぐるみで青少年の健全育成に努めましょう。

■毎月第3日曜日は「家庭の日」です。

家族のふれあう機会をつくり、明るい家庭づくりに努めましょう。

■毎月19日は「育児の日」です。

一人一人が、家庭・地域・職場で子育てを支えていく取り組みを積極的にいきましょう。

お問い合わせ先

県庁青少年男女共同参画課
 ☎099-286-2554

事業主の皆様へ
個人住民税の
特別徴収のお願い

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、納税義務者である従業員（給与所得者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税と県民税）を天引きし、納入していただく制度です。

この制度は、法律や条例で所得税の源泉徴収義務がある事業主に対し実施が義務づけられており、県では、実施の徹底を図るため、今年度から、県が発注する建設工事等の入札参加資格審査の申請時に、個人住民税の特別徴収の実施状況を確認させていただきます。

関係の事業主の皆さまは、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

※詳しくは、県ホームページをご覧ください。各市町村の住民税担当課へお問い合わせください。

県庁税務課
 ☎099-286-2196

農業共済制度の積極的な活用について

農業共済制度は、自然災害などにより被害を受けた農業者の損失を補うことで、農業経営の安定化を図ることを目的とした国の公的な保険制度です。

農業共済組合等に申し込み、掛金を納入することで当制度に加入できます。

また、掛金の約半分は国が負担します。

農作物や園芸施設等の被害に備えて積極的に活用してください。

■農作物共済
 水稲、陸稲、麦
 ■家畜共済
 牛、馬、豚
 ■果樹共済
 うんしゅうみかん、指定かんきつ、すもも
 ■畑作物共済
 ばれいしょ、大豆、さとうきび

お問い合わせ先

肝付町税務課
 ☎0994-65-8414

県庁税務課
 ☎099-286-2196

園芸施設共済

施設園芸用の施設（施設内農作物も併せて加入可）

最寄りの農業共済組合等
 県庁農業経済課
 ☎099-286-3134
 FAX
 099-286-5591

春の農作業事故ゼロ運動について

4月1日（月）から6月30日（日）までは「春の農作業事故ゼロ運動」の実施期間です。県では、農作業事故の未然防止を広く県民に呼びかけています。

平成24年は農作業中の死亡事故が15件発生しており、その全てが農業機械使用時によるもので、高齢者による事故や、転落・横転事故、道路での事故が多い状況です。

4月から6月は、田植えやさつまいもの定植などで忙しくなりますが、ゆとりをもって計画的に農作業を行い、特にトラクターなどによる転落・横転事故

や耕運機での挟まれ事故に注意しましょう。

春の農作業事故ゼロ運動スローガン

「ベテランの慣れと疲れが事故のもと」

「農作業はもろろん 行きも帰りも 要注意！」

県庁経営技術課
 ☎099-286-3146
 FAX
 099-286-5593